

第 37 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 11 日 (火) 午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員

4. 議事日程
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第 5 号 | 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について |
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 局 長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 荒牧 憲政 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 37 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 番安達委員、2 番後藤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>

議長	<p>只今から第 37 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 1 番の安達委員、2 番の後藤委員を指名します。</p>
	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
10 番	<p>議案第 1 号 1 番につきまして 10 番興呂木が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係で今回譲受人が兼業として農業を営まられます。所有権移転贈与ということで、何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
11 番	<p>議案第 1 号 2 番につきまして 11 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人とで所有権移転売買という事で今回農地を購入されるようです。何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は山林転用（始末書添付）となっております。</p> <p>以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
13番	<p>議案第2号番号1番について13番長崎が説明します。申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は、既に植林がされて数年がたっており今回山林への転用、始末書添付ということで申請が上がっております、何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します</p>
議長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場となっております。</p>

<p>議長</p> <p>7 番</p> <p>13 番</p> <p>11 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>番号 4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]</p> <p>外転用目的は駐車場となっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 3 号 1 番につきまして 7 番の興梠が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係です。今回、個人住宅を手狭で進入路も狭くりフォームも兼ねて計画されております。転用使用貸借権設定ということで、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>議案第 3 号 2 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。申請地は住宅地の横に隣接しており、農地としての利用は出来ず今回、住宅用地の駐車場として申請が上がっております。転用所有権移転有償ということで何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p> <p>議案第 3 号 3 番.4 番につきまして 11 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。申請地は飲食業の店舗に隣接し駐車場が狭いことから今回、駐車場拡張の申請が上がりました。転用所有権移転有償ということで何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p> <p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について番号 1 から番号 8 番、番号 15 番までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 1 年です。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。</p>

番号 4: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 5: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 1 年 8 ヶ月です。

番号 6: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 1 年 8 ヶ月です。

番号 7: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 8: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年です。

番号 9 番から番号 14 番までは 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 15: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 特例売買 配分となります。

以上、新規案件 9 件 再設定案件 6 件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

5 番 議案第 4 号 1 番につきまして、5 番山室が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人は会社員で農業はされておらず親戚である譲受人へ飼料作物を作付けしていただいております。賃借権設定 1 年と契約が結ばれており、問題は無いと思われまますのでご審議よろしく申し上げます。

3 番 議案第 4 号 2 番から 4 番につきまして、3 番岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲受人はそれぞれ村内で担い手として規模拡大をされており、譲渡し人が耕作できないことから今回、賃借権設定がされます。何ら問題ないと思われまますので、ご審議ください。

6 番 議案第 4 号 5 番.6 番につきまして、6 番片山が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。5.6 番ともに譲渡し人がご高齢で農業ができないと、譲受人と話がまとまりました。何ら問題ないと思われまますので、ご審議ください。

12 番 議案第 4 号 7 番につきまして、12 番浅尾が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人が耕作をしていただく方を探されておりましたところ、近くにお住いの譲受人と話がまとまっております。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議ください。

16 番	<p>議案第 4 号 8 番につきまして、16 番長野が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係になります。今回使用貸借権の 10 年ということで契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われまますのでご審議よろしくお願ひします</p>
事務局	<p>番号 15 番を事務局が説明します。</p> <p>番号 15 番は、熊本県農業公社をとおした特例売買案件であり今年 1 月の農業委員会総会で審議決議された案件です。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。</p> <p>譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、譲受人は不動産取得税等の軽減、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。</p> <p>所有者から農業公社への所有権移転登記完了の為、今回農業公社から買い手である認定農業者への売り渡しの審議になります。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思われまます。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 5 号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第 5 号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について</p> <p>この案件は、農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新となり、過去に農地中間管理事業による利用権設定をした方の賃借期間更新の報告となります。</p> <p>昨年の経営基盤強化促進法の改正により、これまでは農業委員会への報告義務はなく事務局で再設定処理しておりましたが、今回更新分からは総会へ報告し再設定を行います。</p>

	<p>ですが、基盤法の利用権設定事業と同じく農地中間管理事業の再設定案件となりますので、事務局で概略の説明のみといたします。</p> <p>番号1から番号7の出し手の方が右側の受け手の方とそれぞれ農地中間管理事業による利用権設定の更新をいたします。それぞれ出し手、受け手の面積、賃料は議案書記載のとおりです。</p> <p>各筆毎の詳細は次ページに記載しております。ご確認ください。</p> <p>これまでもなんら問題なく、農地中間管理事業で出し手から受け手へ貸し出され、それぞれ耕作をされております。何ら問題はないと思われます。</p> <p>以上、事務局からの報告といたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、8月の総会の日程を決めておきたいと思えます。8月10日 木曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の依頼。 ・慶弔金徴収のご相談。 <p>以上をもちまして第37回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。</p> <p>3年間皆さん本当にお疲れさまでした。お世話になりました。</p> <p>不慣れな議事進行により皆様方には大変ご迷惑をおかけしたことをこの場をお借りしまして、お礼申し上げます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年8月9日

農業委員会 会長

議事録署名委員

1 番

議事録署名委員

2 番
